

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う 差別のない社会づくり推進条例(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和3年11月から12月にかけて実施しました浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等144人及び9団体から350件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

なお、パブリック・コメントの取扱いとしては、第三者の利益を害する意見や誹謗中傷する意見は意見数に含めず個別対応はしないこととしていますが、本条例案に関しては、人権を扱う内容であり、そうした意見があることも条例制定の背景となっていることから意見数に含めることといたしました。

お寄せいただきましたご意見を考慮して、令和7年4月からの条例施行を予定しています。今回の公表までに時間がかかってしまい大変申し訳ありませんでした。今後とも、浜松市人権施策に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和7年2月

浜松市健康福祉部福祉総務課人権啓発センター

〒430-0916 浜松市中央区早馬町2番地の1

TEL 053-457-2031

FAX 053-450-7702

Eメールアドレス

jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和3年11月15日から令和3年12月14日		
【意見提出者数】	144人・9団体		
【意見数内訳】	350件 (提案 66件、要望 221件、質問 49件、 その他 14件)		
【提出方法】	持参(5) 郵便(2) 電子メール(116) FAX(2) 説明会等(28)		
【案に対する反映度】	案の修正	45件	今後の参考 86件
	盛り込み済	3件	その他 216件

目次

条例の名称 (意見数 2件)	3 ページ
前文 (意見数 5件)	3 ページ
第1章 総則	
第1条 目的 (意見数 3件)	4 ページ
第2条 定義 (意見数 24件)	4 ページ
第3条 基本理念 (意見数 0件)	7 ページ
第4条 市の責務 (意見数 4件)	7 ページ
第5条 市民等の責務 (意見数 10件)	7 ページ
第6条 国籍等による差別の解消 (意見数 25件)	9 ページ
第7条 性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止 (意見数 59件)	11 ページ
第8条 不当な差別的扱いの禁止 (意見数 6件)	13 ページ
第9条 教育及び啓発 (意見数 15件)	14 ページ
第2章 基本的施策	
第10条 浜松市人権施策推進計画 (意見数 11件)	16 ページ
第11条 年次報告 (意見数 1件)	17 ページ
第12条 調査研究 (意見数 4件)	18 ページ

第3章 浜松市人権施策推進審議会

第13条	設置（意見数 1 件）	18 ページ
第14条	所掌事務（意見数 1 件）	18 ページ
第15条	委員（意見数 10 件）	19 ページ
第16条	会長（意見数 0 件）	19 ページ
第17条	会議（意見数 3 件）	19 ページ

第4章 雑則

第18条	委任（意見数 0 件）	20 ページ
------	-------------	--------

その他	（意見数 166 件）	20 ページ
-----	-------------	--------

条例の名称（2件）

提案 1	条例名を「浜松市民の人権を尊重し、一人ひとりの外見、考え方の違いを認め合う社会づくり推進条例」にした方が良いと思います。
-----------------	--

【市の考え方】その他

修正案では、第2条で「人の持つ特徴や特性に違いがあること」を多様性と定義します。条例名称を変更することは考えておりませんが、「多様性を認め合う」ことには、外見などの違いを認め合うことも含まれています。

提案 2	「人権の尊重」のみに焦点を当てたシンプルな条例にすることを提案します。まずは、全ての人の「私の人権」が大切で、「私を含む全ての人が大切な存在で、社会から尊重されるべき」という確認が必要です。タイトルから「多様性を認め合う」や「差別のない社会づくり」を外したらどうでしょうか。
-----------------	---

【市の考え方】その他

差別のない社会をつくることを目指しており、そのためには、人権の尊重と合わせて多様性を認め合うことも重要であると考え、この名称としています。

前文（5件）

提案 3	前文の「多様性を容易に受け入れない意識から」という部分について、「多様性を容易には受け入れられない意識から」という表現が良いのではないかと考えます。多様性を受け入れることは個人の課題だけでなく社会の課題でもあります。また、「受け入れない」という表現から、個人だけを責めているような印象を受けるためです。
提案 4	逐条解説第2条の中の「私たちのまわりには～」という文章が一番分かりやすいので、この表現を全文に使ってほしいです。
要望 1	差別や偏見が多様性を受け入れない意識から生まれるとしていることに疑問を感じます。

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見を参考に、前文の一部を削除しました。

《修正内容》

（修正前）

「多様性を容易に受け入れない意識から」

（修正後）

削除

質問 1	「外国人」という語が出てきますが、これは「外国籍の人」という意味でしょうか。現実には「日本国籍を持っていても、日本国外にルーツを持つ人」に対する差別も存在していると思います。
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見を参考に、「外国人」の表記は削除しました。なお、第6条に

規定する国籍等による差別的取扱いの禁止には、日本国外にルーツを持つ方も対象に含めています。

要望 2	「人種」という語も繰り返し用いられていますが、「人種」という概念自体が人種主義に基づく差別的な概念だという指摘があります。
-----------------	---

【市の考え方】その他

人種には骨格や皮膚・毛髪の色などによる遺伝的・形質的な特徴があることから、多様性を示す事象の一つとして認知されている用語と捉えています。

第1条 目的（3件）

提案 5	誰の人権であるかの明文化のため、第1条の冒頭を「この条例は、すべてのひとの人権を」としていただきたい。
提案 6	第1条の多様性や差別の文言を取り、人権尊重のみのシンプルなものにしてはどうでしょうか。

【市の考え方】その他

一人一人の人権の尊重と合わせて多様性を認め合うことも重要であり、それが差別のない社会につながるものと考えます。

提案 7	（目的）第1条の文ですが、もう少し文を切って分かりやすい文章にしてほしいです。
-----------------	---

【市の考え方】今後の参考

周知・啓発の際には、分かりやすい表現に努めます。

第2条 定義（24件）

提案 8	第2条の柱書きを明文化し、（多様性等の定義）としてください。
-----------------	--------------------------------

【市の考え方】その他

条例全体にわたる用語の定義であるため、特定の用語を出さず「（定義）」としています。

提案 9 ～ 13	多様性は「一人ひとりの違い」にした方がよいと思います。
	第2条（1）多様性の定義で、そもそも人はみんな違うという意味で、マイノリティだけを指す言葉ではないと思います。多様性の説明文を「…障がい、疾病の有無等【すべての人が持つ豊かな違いのこと】」としたらどうでしょうか。
	「多様性」の説明にも「性自認」「性的指向」を加えてほしいです。
	（同様の意見 外2件）

【市の考え方】案の修正

パブリック・コメントや関係団体等からのご意見を参考に、条文の一部を修正しました。

《修正内容》

（修正前）

「多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、宗教、学歴、価値観、障がい、疾病の有無等人の持つ個性や特性をいう。」

（修正後）

「多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、学歴、容姿、障がい、疾病等人の持つ特徴や特性に違いがあることをいう。」

提案14	第2条に記載されている「多様性」という語の意義である「人の持つ個性や特性」として憲法との整合性を考慮し、例示に「社会的身分又は門地」を追加すべきだと考えます。
------	---

【市の考え方】その他

「人の持つ個性や特性」は「すべての人」が持つものであり、その代表的なものを例示しています。なお、条例案ではわかりやすい表現とするため、「社会的身分又は門地」を含めて「出身」を用いています。そのうえで「個性」は「特徴」に置き換えています。

提案15	差別とは何なのか、偏見とは何なのか、多様性とは何なのか、の定義もはっきりと条例でうたう必要があります。
質問2	明確な線引きの難しい「差別」「多様性」というものをどのように定義しますか。「多様性を認めない」という考えの人に対しても多様性を認めて許容する必要がある矛盾が生じるのではないですか。

【市の考え方】その他

修正案では、多様性を「人の持つ特徴や特性に違いがあること」と定義します。

人は、それぞれ多様性を持ち、全てが同じ人はいません。その違いを理解することなく、その人に不利益をもたらしたり、不当な扱いをしたりといった差別行為をしてはなりません。一方通行ではなく、お互いに認め合うことが大切です。差別のない社会づくりのため、それぞれの多様性について意識することが理解への道筋と考えます。

提案16	多くの自治体で明文化されている内容は『性的指向』や『性自認』のみに留まり、他の性的問題については明記されていないことが殆どです。他と言うのは、『性別表現』や『性的役割』、その他です。当該条例が施行される際には、『性別表現』を明記していただきたいと切に願う次第です。
------	--

【市の考え方】その他

「多様性」の定義における「容姿」には、生来の容姿に加え、髪型や被服等の性別表現も含まれます。

質問 3	(定義) 第2条の(2)(3)性の項目ですが、どうしてこの分野だけが特別に取り出されるのか分かりません。
---------	--

【市の考え方】その他

第7条に「性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止」を規定していることから、性的指向及び性自認を定義しています。

提案 17	第2条(2)(3)を取り、定義には、「人権」「差別」「偏見」等の重要なキーワードを入れたらどうでしょうか。
----------	---

【市の考え方】その他

「人権」「差別」「偏見」等は一般的に使われている用語であり、定義では、条例について理解するために必要な用語を載せています。

提案 18 ～ 23 要望 3 ～ 7 質問 4	第2条「定義」性自認を、自分の性をどのように認識しているか、とした方が良いと思います。
	LGBT の理解も進んでいるなかで最近では、LGBTQ というように性的マイノリティの表現も多様化しており、この用語についても取り上げてほしい。
	第2条(2)性的指向について、同性愛・異性愛・両性愛などを並列してフラットな表現にしてもらいたいです。また常日頃、現代社会のほとんどが「異性愛」が標準です。この条例案は同性愛を先、異性愛を後に記載してもらいたいです。
	(同様の意見 外9件)

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見や当事者団体等のご意見を参考に、条文の一部を修正しました。

《修正内容》

(修正前)

第2条(2)性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。

(3)性自認 自己の性別についての認識をいう。

(修正後)

第2条(2)性的指向 恋愛感情又は性的関心が同性に向かう同性愛、異性に向かう異性愛、男女両方に向かう両性愛などの指向をいう。

(3)性自認 自分は女性である、男性である、その両方である、中間である又はどちらでもないといった、自身の性別についての一貫した、安定的で持続的な認識及び経験をいう。

第3条 基本理念（0件）

第4条 市の責務（4件）

要望 8	市の責務について、第4条に人権施策の策定義務が書かれていますが現行でも人権施策推進計画が策定されておりあらためて新設する条例にこれだけを書き込む意義は感じられません。
---------	---

【市の考え方】その他

人権に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施することを明文化することで、今後における計画策定や事業等の実施を担保していくものです。

提案 24	第4条で、第5条2項と同様に現場で取り組むべき公の責務を出す必要があると思います。
提案 25	第4条 市民の責務の条文（第5条）にはどのような場で差別の解消に取り組むべきか示した2項がありますが、市の責務の項にも同様に学校等、取り組むべき公共の場を示すべきだと思います。

【市の考え方】その他

市が策定する人権施策推進計画には、様々な分野で取り組む内容が記載されています。この計画を広く周知することにより、市の責務を示してまいります。

質問 5	第4条の市とは何を指しますか。
---------	-----------------

【市の考え方】その他

地方公共団体である浜松市を指しています。

第5条 市民等の責務（10件）

要望 9	（市民等の責務）第5条では正しく受容理解が得られません。また第8条で禁止と謳っていても実際に差別的扱いを受けた市民等の心理的苦痛を癒す場所や加害した者に正しく条例内容等を受容理解していただく必要があると考えます。
要望 10	（市民等の責務）第5条これは具体的に何を指しているのでしょうか。全くわかりません。条例案に具体的な取り組みについてわかるように条例案に記載してもらいたいです。

【市の考え方】その他

市民の皆様にご協力いただく内容は、別に定める人権施策推進計画の取り組みに記載されています。この計画に定める教育や啓発を進めていくことにより、人権意識の醸成に努めていきたいと考えています。

提案 26 → 28	第4条、第5条で市と「市民等」の義務を定めているが市民と事業者は分けて記載すべきと考えます。市内事業者が行う事業の中には公共性が高いものがあるほか、雇用差別も解消されるべきと考えるからです。 (同様の意見 外2件)
---------------------	---

【市の考え方】 その他

雇用差別など事業者の取り組みにつきましては、第2次浜松市人権施策推進計画「重点的な取り組みの方向性」4. 企業における人権啓発に記載しています。なお、事業者は、「市民等」に含まれます。

要望 11	市民への責務は書かれていますが、市民の権利はどこにもうたわれていません。市民の権利を明記すべきです。
----------	---

【市の考え方】 その他

条文には市民の権利について記載しておりませんが、前文の世界人権宣言の中で「いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する」と言及しています。

要望 12	第5条「市民は自分の中の偏見を助長しないように正しい情報収集に努めなければならない」というのが必要です。SNSの誹謗中傷の問題と深くかかわるのでその視点は明確にして入れておいた方がいいと思います。
要望 13	SNSを利用した差別の禁止を明文化した方が良いのではないですか。

【市の考え方】 案の修正

寄せられたご意見を参考に、条文の一部を修正しました。

正しい情報収集に努めることは必要ですが、まずはインターネットを利用して発信する情報を含めて、誹謗中傷や差別を助長することのないよう表現を改めました。なお、条文の対象となる多様性の範囲を拡大し、別の条建てとしました。

《修正内容》

(修正前)

第6条第2項

「何人も、公衆に表示する情報について、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。」

(修正後)

第9条第1項

「何人も、インターネット上の情報その他の公衆に表示する情報について、誹謗中傷し、又は差別を助長することのないよう留意しなければならない。」

質問 6	第5条2・第6条2人権を守るとは憲法で決められているのだから、取り組むよう努めなければならない、とか差別を助長することのないよう留意、という表現は妥当でしょうか。この表現についてどんな議論がなされたのか教えてください。
---------	--

【市の考え方】その他

憲法は基本的人権を保障していますが、現実には人権侵害行為も発生しているところ。人権意識の尊重と多様性の理解推進により、そのような行為の抑止へつなげるために規定します。

提案 29	第5条2は市の責務でもあると思いますので、そこも明確にしてください。市がそういった姿勢をみせていただけることが啓発に繋がると思います。
----------	---

【市の考え方】その他

市は、第4条に基づいて定める人権施策推進計画により、地域や学校等でしっかりと教育や啓発を行うことで、市の責務を果たしてまいります。

第6条 国籍等による差別の解消（25件）

提案 30	外国籍が日本の文化を尊重し合わせた上で住みやすくするのは良い事ですが、ただ日本人だけが譲歩し日本人が住みにくい環境にしないでください。
要望 14	「外国人への差別」が盛り込まれていますが、それであれば「日本人への差別」や「ヘイト行為」も禁止されてこそ「差別のない」「平等」となるはずです。
30	私も外国人の友人や外国人と結婚している親戚がいますが、差別を受けているとは思っていないと言っています。もともと日本人は寛容な国民ですのでこういう条例は必要ないと思います。
質問 7	「国籍等による差別の解消」に関して、「差別の解消」は良いとしても「区別の必要性」をくれぐれも忘れない様にお願いします。武蔵野市の様に「住民投票に外国籍の住民も参加を認める」様な条例はくれぐれも作成しない様に強く望みます。
その他 1	私の町にも外国人はいますが、ごみの出し方も徹底されず、注意してもなかなか理解してくれません。そういう対応をされると、人間ができている人は良いですが、私たちは感情的になってしまいます。よほど行政が横の連携をうまくしていけないと思います。
	(同様の意見 外 15 件)

【市の考え方】その他

本市には、現在約3万人の外国人市民が居住しています。永住者や定住者などの在留資格を持つ方が約7割を占めるなど定住化とともに、出身の国籍や地域の多国籍化も進んでいます。そうした外国人市民の中には、差別を感じている人も少なく、また実際に差別があることも指摘されています。

同様のご意見の中には、日本のルールを守らない外国人を問題視する意見や日本人を優先すべきなどの意見も含まれていましたが、ルールを守らないことと差別とは別の問題です。当然、お互いにルールを守らなければなりません、ルールを守らないから差別してよいことにはなりません。外国人市民も日本人市民とともに地域で暮らす住民として、お互いを尊重する社会を築いていくことが必要とされています。今後も引き続き、異なる国籍・地域や文化的背景を持つ市民が共に暮らしや

すい環境を整えてまいります。

なお、日本人市民への差別も本条例で禁止しています。

要望 31	浜松市には、長年培われてきた外国籍住民の権利を守る運動があるのに、当条例案は大変弱い内容となっています。
要望 32	定住外国人の多くが非正規雇用で働いている社会的な構造に触れずに、個人的な差別解消のみを言っても限界があると思います。

【市の考え方】今後の参考

本条例では、人権施策を推進するため計画を策定するよう定めています。現在も第2次人権施策推進計画を定めています。その中で外国人に関する人権課題についても取り組むべき分野として取り上げています。引き続き、外国人市民との共生に向けた取り組みを関係各課と連携・情報共有し、進めてまいります。

また、事業者については、本条例において市民等に含まれており、条例第5条第2項において、「差別の解消に取り組むよう努めなければならない。」と規定しています。第2次人権施策推進計画においても、重点的な取り組みの方向性の一つとして、企業における人権啓発を掲げ、ハローワークと連携し啓発等の取り組みを推進しています。

なお、外国人に限らず、正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差や差別的取扱いについては、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」により禁止されています。

提案 31	多文化共生の先進自治体としてぜひ「反差別」を条例に盛り込んでほしいと思います。内容としては、まず差別をきちんと定義し、差別判別の物差しを社会規範で作ること、ヘイトスピーチにかかわらず差別を煽動するとされる行為・組織・団体などを違法化し、さらには刑事罰を設けて禁止すること、国家による差別煽動を禁止することを望みます。
提案 32	人種差別・民族差別のヘイトスピーチに対しての禁止を条文に盛り込んでほしいです。

【市の考え方】その他

国において、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆるヘイトスピーチ解消法が公布、施行されており、ヘイトスピーチはすでに禁止されています。法の規定を踏まえ、啓発等に努めてまいります。

提案 33	外国人に関しては参政権と在留資格、入管問題など自治体としてできることをする一文を入れていただきたいです。
----------	--

【市の考え方】その他

諸事項に関する国との役割分担を踏まえ、引き続き、外国人市民が安心して暮らせる地域社会を築くことを目的とする多文化共生施策を推進してまいります。

第7条 性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止（59件）

提案 34 要望 33 ～ 68	「性自認」を条例に持ち込まず、「性的指向で差別されない」とだけ条例に定めて下さい。「性自認」は専門家でも意見が割れていますし、安易に認めると、現在、女性の身体を持つ人に対する差別を大きく助長します。
	全文のなかにトイレ等環境の整備が入っていないので、入れてほしい。
	性自認を身体性別よりも優先させるという事であれば女性の安全や権利が侵害される恐れがあります。
	(同様の意見 外 34 件)

【市の考え方】その他

公共スペースにおける性の多様性への対応について多くのご意見が寄せられました。それらの意見の中には、性自認や性的指向について誤った認識によるものがあり、あらためて正しい知識の普及と理解の促進が必要であると考えます。

公共スペースにおける対応については、判例や国における議論等を踏まえ、そのあり方について市民のみなさんとともに考えていく必要があると考えます。

本市としては、一人一人の人権を尊重し、性的指向や性自認を含めた多様性の理解推進に取り組むことが重要であると考えます。

要望 69	第7条で差別の禁止のみの記載。性の多様性の理解を広めることはどこに書かれているのでしょうか。それがなければ差別の禁止は無いと思います。
要望 70	逐条解説第7条でも差別禁止が先にあり、多様性を認め合うこととの順番が逆では無いでしょうか。

【市の考え方】その他

性の多様性も含め、全ての多様性の理解推進について、前文や基本理念に示しています。なお、2023年6月23日に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されています。

要望 71	令和2年にパートナーシップ宣誓制度を始めて、浜松市では20数組が該当していると聞いていますが、個人の考え方でそのような状態にあっても明らかにしない方もいます。現実的な問題としてトイレや学生の制服の男女別のこと、パートナーシップの当事者が救急搬送されたときなどがあり、具体的な対処を落とし込む必要があると考えています。
要望 72	浜松市は令和2年4月にパートナーシップ宣言をしており、マイノリティの方達にとって生きやすい社会となるすばらしい一歩です。あとは、条例をどのように広め、一般的に根付いていく形にしていけるかだと思います。

【市の考え方】今後の参考

市では、令和2年4月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、令和6年12月末時点で105組の宣誓を受け付けいたしました。制度導入後、宣誓者が利用できる行政サービス（公営住宅入居申込や公的医療機関における家族と同様の対応ほか）の拡充を図るとともに、静岡県のパートナースィップ宣誓制度との制度連携等を実施するなど、制度の充実と周知啓発に努めています。

寄せられたご意見は、今後、施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

提案 35 ～ 42	第7条2 正当な理由なく、とありますが「いかなる場合でも」にしてもらいたいです。正当な理由があれば本人の意に反して公表してもいいのでしょうか。
	第7条2 項で「正当な理由なく」と書いてありますが、いかなる理由があっても本人の意に反して公表してはならない、と考えます。
	(同様の意見 外6件)

【市の考え方】その他

「正当な理由」とは、命に関わるような緊急事態で本人の意思を確認することができない場合や、法令等の定めにより手続上必要な場合などが想定されるため、記載は必要であると考えます。

要望 73 ～ 79	性的少数者の一人です。当事者として聞いてほしい事があります。私はアウティングの禁止に強く反対します。私は、自分は同性愛者だと誰に対してカミングアウトしても、「だから何？」と思われるほど、自然な存在になりたい。守られたいのではなく、社会の一部として認められたい、特別視されたくない、そう願っています。安易に禁止したりせず、性的少数者への理解を広げ、多数者だろうが少数者だろうがお互いに気楽に話がしたい。もしアウティングがあったとしても、「だから何？」と誰もが思う社会を目指していきたい、当事者としてそう強く思います。
	性自認はその本人が他人にも認めてもらいたいもののはずなので、公にしてはならないというのは矛盾していると思います。
	この条例によって、該当者だけに性別を聞くことがタブーになると思います。ことさら荒立てて問題とすることは現実的に守れない気がしますし、さらに「正当な理由」によってそれぞれの人の解釈が異なるため、現実的な対応がどこまでできるのか疑問です。
	(同様の意見 外4件)

【市の考え方】その他

性的指向又は性自認を表明するか、しないかは、本人が自分の意思で決定するもので、他人から強制されたり、制限されたりするものではありません。また、本人の意に反して行われるアウティングは、本人を傷つけ、大きな精神的苦痛を与えるだけでなく、人間関係や学校・職場における環境等を不安定化させる可能性があります。その影響を認識し、多様性の理解を広めることが重要であると考えます。

なお、本人が自らの意思で打ち明けるカミングアウトは、それを制約するものではありません。

提案 43	第7条2について 性的指向と性自認についてだけではなく、出自やルーツ、国籍などについても公表を強制してはいけないはずです。
----------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見を参考に、条文の一部を修正しました。

なお、第7条第2項は、別の条建てとし、性的指向と性自認を対象とした規定から、全ての多様性を対象とした規定に修正しています。

《修正内容》

(修正前)

第7条第2項

「何人も、他人の性的指向又は性自認について、正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。」

(修正後)

第9条第2項

「何人も、他者の多様性に関わる事項について、正当な理由なく、表明を強制し、若しくは禁止し、又はその意に反して第三者に知らせてはならない。」

要望 80	浜松市には各政党が掲げているような偏見の解消、ジェンダー平等ではなく ジェンダー解消(男らしくない、女らしくないという社会的性差で差別されない社会)を目指していただきたい。
要望 81	女性がこれまで社会のなかで果たしてきた役割を差別だとして男性と同じ役割を求めることは、これまでの女性の役割を担う人を失うことになり、社会が不安定になるのではないのでしょうか。

【市の考え方】今後の参考

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加している反面、未だに家事・育児の負担は女性に大きく偏っている状況です。固定的性別役割分担意識を解消し、女性活躍を推進するとともに男性の家事・育児等への参加促進、ワーク・ライフ・バランス推進を図ることで、性別にかかわらず誰もが自ら望む形で活躍できる社会の実現につながると考えます。

寄せられたご意見は、今後、施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

第8条 不当な差別的扱いの禁止（6件）

提案 44 ・ 45 要望 82 質問 8	第8条「多様性を理由としない」差別とは何なのかが分からないので、「多様性を理由とする」は削除でいいと思います。
	第8条「多様性を理由とする」とわざわざ書く必要はないと思います。いかなる差別もダメなのですから。このように多様性という言葉が頻出させているので、多様な人だから人権を守るべき、という人権の特別扱いになってしまっています。
	(同様の意見 外2件)

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見を参考に、条文の一部を修正しました。

多様性とは一人一人の持つ特徴や特性に違いがあることであり、それを認めないことが差別につながります。

《修正内容》

（修正前）

第 8 条

「前 2 条に定めるもののほか、何人も、多様性を理由とする不当な差別的扱いをしてはならない」

（修正後）

第 8 条

「何人も、前 2 条に定めるもののほか、多様性を認めないことを理由とする差別的取扱いをしてはならない」

要望 83	行政が縦割りになっているのが問題と考えます。人権問題はどの人にも当てはまり、人権行政はどの人にも平等に幸せになってほしいということで進めていると思いますが、そこで“他部局でやっている”という回答では、このような条例を作っても絵に描いた餅になるのではないですか。もっと人権に関して積極的に音頭をとって進めていくのが条例を作る意味ではありませんか。
----------	--

【市の考え方】今後の参考

人権施策は、人権施策推進計画に基づいて、市の様々な部局が指標を定めて取り組んでいます。指標と実績については、人権施策推進審議会へ報告し、意見をいただいております。

提案 46	第 8 条「性自認」「性的指向」を加えてほしいです。
----------	----------------------------

【市の考え方】盛り込み済

性的指向又は性自認による差別的取扱いは第 7 条に規定しています。

第 9 条 教育及び啓発（15 件）

要望 84 ～ 90 質問 9・ 10	差別を無くすには、個々の価値観を決定付ける幼少期、学童期からの教育が必要です。そのために、差別の原因となる校則の撤廃や教師の言葉掛けが必要であり、教育現場が、皆が生きる希望を感じ、自己肯定感を高められる場所となる事が求められています。
	この条例がなくても「差別」について問題となっているならば、まず道徳などの教育にもっと力を入れていくことはできませんか。
	条例案第 9 条にある「関係機関との連携を図り、教育や啓発を推進する」とは、具体的にどのような構想をしていますか。
	(同様の意見 外 6 件)

【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、人権教育は大変重要あり、差別を受けている人の経験等を踏まえて行われなければなりません。第2次人権施策推進計画の重点的な取り組みの方向性1. 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育及び2. 学校における人権教育をはじめ、地域社会や企業等を対象とした人権教育と啓発を定めていますので、国・県の組織や人権関連団体と連携したり、当事者（団体）やその支援者（団体）などとも協力して取り組みを進めてまいります。

要望 91	人権啓発絵本が中途半端な冊数で配布されるため、活かすのが難しい。作って終わりではなく、浸透する機会を作っていただきたい。
質問 11	ランドセルの色に着目した人権啓発絵本というものが出たが、これはどのように使われていますか。

【市の考え方】今後の参考

毎年テーマを変えて人権啓発絵本を制作しています。市内小学1～3年生の全学級に配布するほか、教育・保育関係でこどもと関わる機関にも配布しています。読み聞かせなどにも活用し、興味を持っていただけるよう検討します。

要望 92	人権尊重は重要なことですが、権利のみが先行するようなことでは社会が混乱に向かうのはヨーロッパやアメリカで実証済みです。外国の人に日本を、浜松を深く知ってもらうための教育プログラムとそれを実施する施設や指導者が必要です。この条例を作る前に、もっと研究と議論を深める必要があります。市議会だけでなく、各自治会でも参加して議論が進められるように要望します。
----------	---

【市の考え方】その他

区協議会等で条例案の説明を行い、地域の方のご意見も伺っております。

要望 93	すべての人権問題は、正しい知識や情報を知ること、不合理や不当性を見抜くことができます。無関心であったり、よく知らなかったりすることは、社会の中の差別に気づかないばかりか、自分が差別をした当事者であることさえもわからなくしてしまいます。そのためにも同和問題という日本社会の歴史的発展の過程において形成された差別の歴史を知ることは非常に重要なこととなります。今回の条例(案)に同和問題を記載することは絶対必要であると考えております。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

この条例案は人の持つ全ての特徴や特性への差別を対象としており、その中には出身地で差別される同和問題も含まれています。多様性の定義に「出身」を規定しています。

要望 94	差別的な扱い等による人権侵害を禁止することと併せ、浜松市人権施策推進計画等において、被害の救済にあたっては司法書士をはじめとする法律家を利用した申立て方法を具体的に紹介するなど、関係機関との連携による対処が可能であることを広く市民に周知すべきと考えます。
----------	---

【市の考え方】 今後の参考

関係機関と連携し、周知への取り組みを進めてまいります。

質問 12	第9条の市とは何を指しますか？教員はここで指す市になりますか。
----------	---------------------------------

【市の考え方】 その他

地方公共団体である浜松市を指しています。施策の実施者として、教育の現場でこども等へ人権教育を行う教員も含まれます。

第10条 浜松市人権施策推進計画（11件）

提案 47・ 48 要望 95 質問 13・ 14	第10条第2項について 市民の意見を反映するとなっていますが、当事者の意見を聞く方法についても明記してほしいと思います。
	計画策定の際は当事者団体の意見を取り入れてほしい。
	第10条第2項「計画を策定するに当たっては、浜松市人権施策推進審議会の意見を聴く」とありますが、この審議会のメンバーを見たところ当事者が入っていないようでした。当事者の意見は聴かないのでしょうか。
	(同様の意見 外2件)

【市の考え方】 今後の参考

人権施策推進計画の策定にあたっては、意識調査や市民アンケート等を実施しています。また、計画案については当事者（または支援）団体をはじめ様々な立場の委員で構成する人権施策推進審議会にご協議いただくとともに、パブリック・コメントを実施するなかで広くご意見を伺います。

提案 49	第10条2項の市長の義務について「審議会及び市民から上がった意見には必ず回答しなければならない」を追記してほしいです。「パブコメの意見を反映した」と言われても、どこが反映されたのか、どこがどういう理由で反映されなかったかが分からない状態では納得がいかないからです。
----------	--

【市の考え方】 その他

人権施策推進計画策定においては、パブリック・コメントを実施し、いただいた意見について市の考え方を公表しています。

質問 15	第2次浜松市人権施策推進計画の中で本条例案がどの位置になるのかも不明です。
質問 16	人権施策推進計画の中に再犯防止推進計画が位置付けられ、出所した人への人権尊重が規定されていると思いますが、新条例に置き換わった際に、その考えはなくなってしまうのですか。

【市の考え方】 その他

本条例案の中で人権施策推進計画の策定を義務付けるものであり、計画の中で条例を位置付けるものではありません。また、再犯防止推進計画も引き続き推進してまいります。

質問 17	人権施策推進計画は、実施計画がなく基本計画だけの計画が市の計画の半分以上を占めていると思います。誰が責任を持って実施するのですか。
質問 18	市で計画を立て、人権啓発センターが主導となり、様々な計画の実施について中間チェックをしていますか。

【市の考え方】 その他

人権施策推進計画には各部局の実施事業が掲載されており、毎年度、人権施策推進審議会で報告を行っています。

要望 96	計画を見ると、女性の人権はうたわれていても男性の人権はうたわれていません。また高齢者の人権はうたわれていても、現役世代の人権はうたわれていません。本条例案も特定の主張が強すぎる為、反対です。
----------	---

【市の考え方】 その他

人権施策推進計画については、現状に照らし重点的に取り組むべき施策を分野ごとに策定していますが、男性や現役世代の人権も当然に守られるべきものです。本条例も一人一人の持つ特徴や特性に違いがあることを認め合い、人権尊重を推進するものであり、特定の分野の人権課題を優先するものではありません。

第11条 年次報告（1件）

提案 50	第11条の年次報告について、「計画に対する事業実績について、浜松市人権施策推進協議会へ報告を行う」と説明がありますが、ホームページ等で一般公開していただきたいと考えます。
----------	---

【市の考え方】 案の修正

寄せられたご意見を参考に、条文の一部を修正しました。

年次報告について、報告書を作成し、市ホームページで公表します。

《修正内容》

（修正前）

第11条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成する。

（修正後）

第11条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 1 2 条 調査研究（4 件）

提案 51	調査研究の条項があるものの、その題材（案件）を収集するための相談受付・解決する一連の過程の条項が無いのはいかがなものでしょうか。条例の目的は…お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を図る。と謳っているのだから、その解決をするための調査研究でなくてはなりません
提案 52	（調査研究）第 1 2 条があるが、その題材（案件）を収集するための項目を追記すべきではありませんか。差別的扱いの相談窓口での内容を記録保存し調査研究の資料とする。と、追記すべきではありませんか。

【市の考え方】今後の参考

調査研究については、市民アンケートの活用など効果的な手法を検討してまいります。相談内容を調査する組織の設置は現在予定しておりません。

要望 97	第 1 2 条調査については、「当事者へのヒアリング等を含めた調査」としてほしいです
----------	--

【市の考え方】今後の参考

必要に応じて当事者の意見を取り入れるよう検討してまいります。

提案 53	第 1 2 条調査研究をした結果を冊子等にまとめて、広く市民に伝えたらどうでしょうか
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

人権施策推進計画策定のため 5 年に 1 回実施している意識調査の結果を市ホームページで公開しています。

第 1 3 条 設置（1 件）

質問 19	人権施策推進審議会の役割は何ですか。
----------	--------------------

【市の考え方】その他

審議会の役割は、人権施策推進計画の策定や変更、実施状況や、施策の推進に関することについて、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べることです。

第 1 4 条 所掌事務（1 件）

質問 20	多岐にわたり多様性への差別、偏見の無い社会実現と書かれているが、人によって考え方が違うので万一差別発言というような事態を想定したとき審議会はどのように取り組みますか。
----------	---

【市の考え方】その他

審議会は、人権施策推進計画の策定や変更、実施状況や、施策の推進に関することについて審議を行うものであり、個別事案の対処等について協議する組織ではありません。

第15条 委員（10件）

提案 54 要望 98 103 質問 21 23	第15条推進審議会の委員については、今までの慣例でなく当事者や外国籍の方、直接実務している先生・支援者も入れるべきです。幅広い年齢層で選定していくべきと考えます。また、人権に関する知識だけでなく当事者・障害・疾病についての知識も含めて人権に関する知識経験と明記するべきだと思います。多様な委員を推薦・公募制にするべきです。 第15条委員に当事者や当事者性の高い人達を入れたらどうでしょうか。 浜松市人権施策推進審議会の委員として、司法書士を登用することについても検討されたい。 第15条 審議会は、性別や国籍、年齢、肩書等の偏りがないように構成するとしてください。 （同様の意見 外6件）
---	--

【市の考え方】案の修正

委員は、市民代表や人権に関する豊かな知見を持つ方を中心に構成しています。また、司法分野としては、弁護士会の推薦を受けた委員がおられます。寄せられたご意見を参考に、条文を一部修正しました。

《修正内容》

（修正前）

2 委員は、人権に関する知識経験を有する者その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱する。

（修正後）

2 委員は、人権又は多様性に関する知識又は経験を有する者その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱する。

第16条 会長（0件）

第17条 会議（3件）

質問 24	（会議）第17条10人と限定せずに会合に常時10人が参加できる人数を想定すべきではありませんか。部会を設置しても良いのではないですか。
--------------------------------	--

【市の考え方】その他

市の附属機関の設置及び運営マニュアルに基づき、委員の定数は条例で定めており、その範囲内での運営としています。

要望 104	人権施策推進審議会は市民の傍聴も許可して、情報もオープンにしたいです。
---------------------------------	--

【市の考え方】その他

原則として審議会は公開しており、傍聴することができます。

要望 105	第10条2及び第3章第17条 人権施策推進審議会自体も他の人権にかかわる部署が所管する審議会等と連携し、意見聴取する方法をとってください。
-----------	---

【市の考え方】その他

寄せられたご意見は、今後の人権施策推進の参考として承ります。

第18条 委任（0件）

その他（166件）

提案 55 ～ 58 要望 106 ～ 126 質問 25	障害を持つトランスジェンダーの方もいます。（定義）に障がい・疾病と表記している以上は、それぞれの立場での項目を謳うべきではないでしょうか。
	条例には、外国人と性的マイノリティにのみ詳しく書いてあり、コロナ関連やSNSには触れていないことに違和感を感じます。詳しく書くか、全体を項目のみにするか、統一してほしい。
	人権に格差が生まれると思います。性的少数者と外国人の人権に比べると、国益にとって最も重要な拉致被害者などの人権問題が、軽く扱われている気がします。
	本条例案を各属性や分野の個別の人権に関する条例よりも上位に位置する、基本的な姿勢を定めるとするならば、第2条（2）（3）、第6条、第7条があまりに偏った分野だけを取り上げていて大変違和感があります。
（同様の意見 外 22 件）	

【市の考え方】その他

障がいや疾病などについてもそれぞれ別の条文として明文化することなどについて多くのご意見をいただきました。条例では、全ての分野を明文化していませんが、条例第6条から第8条にかけての規定によりすべての人権課題を網羅しています。また、本条例に基づいて策定する浜松市人権施策推進計画は、全ての人権課題を網羅するものとしてまいります。

国籍等による差別的取扱いの禁止と、性的指向又は性自認による差別的取扱いの禁止に関しては、人権施策推進計画の9分野のうち、法による差別の禁止、解消に関する規定がないことや、本市のこれまでの取り組みを踏まえて規定するものです。なお、本条例案の検討中に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されましたが、この法律は、理解増進を目的としたものであることから、性的マイノリティに対する差別的取扱いの禁止については修正せず、規定していくものです。

提案 59・60 要望 127・128	全体を通じて「不当な差別」という表現が度々登場しますが、「正当な」差別があるかのような誤解を与えかねないので、「不当な」は不要ではないかと思います。 (同様の意見 外 3 件)
--	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見を参考に、「不当な差別」を「差別」又は「差別的取扱い」に修正しました。

提案 61 要望 129・148 質問 26・28	第6条から第7条の（国籍等による差別の解消）と（不当な差別的扱いの禁止）の言葉の見直しを提案します。正当な理由があれば不当ではない扱いもあり当事者との話し合いで解決していくとあります。従って、「差別の解消や禁止」という言葉ではなく、世界人権宣言の「すべて人は、～すべての権利と自由とを享有することができる」という方向での「できる」という言葉への変換を要望します。 差別は主観的な問題なので、こちらに悪意はなくても、相手から差別だと言われたら、困ってしまいます。 違い＝差別とはならないと思います。文化的には区別して、違いが差別となると思うかは主観によるものだから、一概に条例で定められるべきものではない。また、文化的な区別は必要と思うが、それぞれの良さを認めることで新たな社会が形成されると思います。 「人権」とは、時に特権と成り得ます。これまでもいろいろな法律を作りましたが、特権となっている法律がたくさんあります。客観的に証明することが困難な事柄が含まれていることから、条例として出すのは時期尚早です。 差別を受けるのは、特別な人ではなく、市民全員が対象です。どういう「人」ではなく、どういう「差別行為」か、という事が大事なのではないかな、と思いました。 (同様の意見 外 19 件)
--	--

【市の考え方】今後の参考

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」、「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。差別により、その権利が奪われたり、侵されたりすることは、人としての尊厳を深く傷つけます。そのため、この条例案では、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、差別のない社会の実現を図ることを目的とします。

要望 149 ～ 154	この条例を支持します。浜松市にはトランスジェンダーを含め、マイノリティの人権を尊重し差別のない社会を目指す姿勢を崩さないでほしいと願います。
	現在トランス女性に向けられた非常に激しいヘイトが日本でも毎日行われています。トランス女性に対する排他的なコメントが多ければ多いほど、それこそが性自認の尊重や性的マイノリティの人権を尊重した条例が必要である証左とも言えるでしょう。特定のカテゴリーに属する人に対する無知と偏見による差別が横行しているならば、国や自治体がこの社会のなかに保護すべきカテゴリーがあるということを認識し、性的指向や性自認の尊重や理解の増進に関する対策が必要ではないでしょうか。
	条例案に賛成します。特に、LGBTQ について第 7 条の 2 の「何人も、他人の性的指向又は性自認について正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。」に共感しています。広い意味でのジェンダー平等を目指してほしいです。
	(同様の意見 外 3 件)

【市の考え方】今後の参考

寄せられたご意見を参考に、今後とも人権尊重意識の啓発や多様性の理解推進に取り組んでまいります。

要望 155 ～ 181	多様性を公共団体が進める事には強く反対します。多様性を進めると少数派が固まり社会の中に反社会集団を作り分断が進みます。条例で決めるのでは無く、住民投票で民意を測ってから諸事を進めるべきです。
	差別や人権を武器にその土地の文化など多数の常識というか道徳を踏みつけるような人もいるのが現状です。目に見えない心、文化、価値観の問題であり、加害被害関係での一方通行ではなく被害者も実は加害者でもあるという意識がまず必要だと思います。条例の濫用、解釈の拡大、さらに踏み込んだ条例等も怖いのです。慎重な議論をお願いしたいと思います。
	こういう条例を作ったがために雑に運用されてしまうのではと、そちらの方が心配です。逆差別を作り出すことが容易になり、むしろ差別を助長する可能性が高いと思います。差別の問題は法律で裁くような問題ではない、より心の奥底の、むしろ内面の問題だと思います。
	この条例は、一部の人だけを、可哀想だからといって逆に優遇しているように見える。法令を作る時は、もっとバランスや影響を考えるべきではないでしょうか。
	多様性を認め合うという表現が何カ所も出てくるが、多様性にも限度があり、それを条例化することによって人の精神を縛ってしまわないでしょうか。
	当事者は行政が認知しているからといったような、特別扱いされるという恐れがあります。特別扱いされた人の中にも、「人権問題」のさらし者になっている人もいると思います。また、発案者の信条で発議したとしても、単なる一時しのぎの継続性のない意見となる恐れがあります。

	多様性尊重、差別をなくすという名の下に、少数の方々が過度に優遇され、大多数の普通に暮らしている者が過度に言動の抑制を余儀なくされる恐れがあります。よって反対いたします。
	LGBT などの方の中には、こう言う条例を作らず静かに暮らしたいと思っている人達が多勢いると思います。したがってこの条例作成には反対したいです。
	理念としては分かりますが、条例や法律として強制すべきものではないと思います。尊重されるべしとされる対象ではない人達に対して多様性とは相容れない価値観を強要し、守れなかった場合には逆差別につながる事になりかねません。
	少数派の人々に対する配慮は、多数派が受け入れられる範囲で認める必要があると思います。社会の不安を高めることをなるべく抑えながら、できるだけ時間をかけて安定的に受け入れるように努めなければなりません。
	「多様性」が多用されていることに違和感があります。そもそも人は一人ひとり違うというメッセージから条例の意思を伝えてください。
	(同様の意見 外 16 件)

【市の考え方】その他

人権の尊重は、マイノリティを特別扱いしたり優遇したりするものではありません。マジョリティがマイノリティに配慮するというものではなく、一人一人がそれぞれの多様性を認め合うことが必要です。全ての市民が、自分らしく生き暮らしていくためには、一人一人の人権をお互いに認め合い、尊重することが大切であると考えます。本市は、多様性を認め合うことで差別のない社会づくりを推進していきます。

要望 182	全体的に、この条例は「多様性」「人権」を強調しているが努力義務＝啓発啓もうだけの条例で終わっている感を受けます。
質問 29	「理念条例」とあるので、具体的なルールや数字を決めた訳ではないのですね。それは、これから、おいおい決めていかれるのでしょうか。
質問 30	「第2次人権施策推進計画」の上にくる、表題としての意味をもつ条例であって、具体的なルールや数字などは明記しないのでしょうか。

【市の考え方】その他

この条例案は人権の尊重と多様性の理解を進める理念条例であり、具体的な施策等は人権施策推進計画に掲載し各部局で実施してまいります。

提案 62 ～ 65 質問 31	人権に関する相談窓口を設けるとともに、条文に明記した方が良いのではないですか。
	あまりにもひどい言動や行為があった場合はどうしますか。何もしないのですか。
	(同様の意見 外 3 件)

【市の考え方】今後の参考

この条例案では、相談に対する調査や指導という事後処理の規定を入れておりません。人権侵害の事案は法務局にて対応していますが、市と法務局が連携し、区役所等で日時を決めて人権擁護委員による特設人権相談も実施しています。

要望 183 ～ 188 質問 32 ・ 33	本条例は条例にする必要はないと考えます。「人権」項目に関しては、これまでのように個別事案についての推進政策を進めていくことの方が、目的及び推進が可能と考えます。具体的な施策に落とし込むことができることが地方行政の条例と考えます。
	世界人権宣言、日本国憲法で謳われていることを浜松市の条例でわざわざ採択しなくとも充分ではないでしょうか。
	日本国憲法にて、「すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳われており、この条例を設けることによって、二重の法律になると思われるので、必要ないと思います。
	これまでも人権に関する計画等はあったように思うが、なぜ条例にする必要があるのか理由を知りたいと思います。
	(同様の意見 外 4 件)

【市の考え方】その他

世界人権宣言や日本国憲法において人権の尊重、法の下での平等が謳われています。しかし、現在の社会でも、いじめ、虐待、差別が存在しています。また、国際化の進展、経済格差の広がりなど社会が変化する中で人権に関する課題の複雑化・多様化が進んでいます。

本市では、これまでも多文化共生社会の実現や多様性を認め合う社会の実現に取り組んできましたが、さらなる人権尊重意識の高揚を図るよう、身近な地域から取り組みを推し進めていくため、条例制定を目指すものです。

質問 34	高校の制服に関して全国的に議論されていますが、浜松市でも具体的な話が進んでいますか。
----------	--

質問 35	近くの中学校で、女の子がズボンを穿きたいという声があって、学校単位で対応したという話が合ったと思いますが、そういった声に関する実態の把握と、それを受け止めての教育委員会との話し合いは進んでいないということでしょうか。
----------	--

【市の考え方】 今後の参考

本市では、各学校において校則の見直しが進められており、その中で制服についても男女表記を無くして選択制にしたり、ブレザータイプに変更したりする取組が行われています。

また、現在、教育委員会が主体となり設置した「浜松市立中学校における『学校に着ていく服』あり方検討委員会」において、生徒の選択肢を広げる方向性のもとに、制服を含めた「学校に着ていく服」について協議を進めているところです。

要望 189 ～ 194 質問 36	「人権」というとても大切な事柄をなぜこんなに性急にすすめるのか理解できない。時間がかかっても、内容のあるものにすることが重要だと思います。 大事なことを決めるのだから議論を重ねてもっと丁寧に作り直すべきです。前半は「差別や偏見」と言葉が並びますが、後半は「不当な差別」という言葉が並びます。時間も限られた中で大事なテーマをその場しのぎでつくった感があります。浜松市として人権を守るためにどうしていくべきかというイメージを持たれていないのでは。意思が伝わってきません。 現在取り組まれているSDGsの視点からもとても大切なことであると思います。それだけに丁寧に議論して進めていただきたいと思います。 (同様の意見 外4件)
-----------------------------------	--

【市の考え方】 その他

寄せられたご意見を参考に、条例制定のスケジュールを見直しました。

質問 37	この条例はどのような声から作成する運びとなったのでしょうか。
----------	--------------------------------

【市の考え方】 その他

女性や障がいのある方への差別、同和問題だけでなく、社会の変化に応じてこれまでに新型コロナウイルスの感染拡大に伴う風評被害、SNSを利用した誹謗中傷などの人権侵害が発生してきました。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催で、様々な人権問題や性的マイノリティの方への対応にも注目が集まりました。このようなことから、本市としても人権に対する理解をさらに深め、多様性を認め合う差別のない社会づくりの推進を目指しています。

要望 195 ～ 203 質問 38	重要な条例なので案制定過程から被差別当事者の意見を踏まえて練り上げる必要があると考えています。改めて時間をかけて条例案を作成することを求めます。
	「全ての人の生きる権利を尊重する浜松市」を作るために、様々なマイノリティ当事者や諸団体から意見を聞き、対話しながら一緒に条例を練り上げたらどうか、ということです。様々な属性を持つ当事者達と一緒に考えていることの中から「私には、自分らしく幸せに生きる権利があって、社会から大切にされてる一人の人なんだ」と、マイノリティはもちろんマジョリティも、みんなが一人残らず心から思える。そんな社会がいまココから、浜松市から始まったら本当に素晴らしい！と思います。
	人権を守ることにに対する浜松の意思について明確に書かれた条例案のたたき台を当事者に示し、当事者からもらった意見を基に市民に公開するレベルの条例案を作ってください。
	(同様の意見 外7件)

【市の考え方】その他

寄せられたご意見を参考に、当事者団体等との意見交換を行いました。今後も施策の推進にあたっては、必要に応じて当事者団体や支援団体などのご意見を伺いながら進めてまいります。

要望 204	全体的に、内容が抽象的すぎて各条文に含まれる内容がはっきりしません。
要望 205	表層化の面だけとらえると種々の問題点が隠れていると思うので重層的に事の本質をとらえて欲しい。

【市の考え方】その他

条例施行後は、リーフレットなどにより、わかりやすい周知・啓発に努めてまいります。

要望 206 ～ 209 その他 2	全ての市民サービスを外国語に翻訳する必要はありませんが、人権にかかわるものは必ず翻訳するべきではないでしょうか。
	当事者である外国人や視覚障がい者が条例案を読めるよう、ホームページへの掲載や、点字、外国語での条例案を示してほしい。
	(同様の意見 外3件)

【市の考え方】今後の参考

寄せられたご意見は、今後の周知・啓発の参考とさせていただきます。

なお、市のホームページは、特定の言語に対応して表示を切り替えることができ、日本語音声の読み上げにも対応しています。

質問 39 ～ 42	今の浜松でどのような人がどれだけの人が差別を受けているのか具体的にデータの的に示してもらいたい。
	この条例を策定するに至った、浜松市で発生した誹謗中傷、人権侵害、差別事案とは具体的にどのような内容だったのですか。
	(同様の意見 外2件)

【市の考え方】その他

静岡地方法務局浜松支局管内（浜松市、磐田市、湖西市）で取り扱った人権相談事件の件数は、令和元年443件、令和2年643件、令和3年358件、令和4年301件、令和5年230件と推移しています。

また、静岡県内の人権侵犯事件における新規救済手続開始件数は、プライバシー侵害関係30件、労働関係19件、暴行・虐待13件となっており、近年は、インターネットに関わる人権侵犯事件も報告されています。

提案 66	前文や第1条で、偏見は好ましくはないものの誰しものが自然に持っているもので、なくすことを条例で求めていくようなものではないと考えており、一番の問題はその偏見に基づいて差別的な行動を取ることなので、ここでは「差別」に絞った方が良いのではと考えます。
要望 210	差別や偏見というのがセットになって出ていますが、偏見をもった結果の行為が問題となります。偏見という言葉を入れることで曖昧になっていると感じました。正しい情報提供という努力がないと間違った情報によって見方が偏ることになりやすいです。どうやって偏見をのぞいていくのか市として何をすべきか市民として何をすべきか丁寧な議論を経た上で書いてほしいです。

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見を参考に、「偏見」については削除しました。

要望 211	名称の現行案では「人権」「多様性」「差別」という、重要度の違う概念が混在しており、この条例の重みが伝わらない名称になっていると感じます。「多様性を認め合う」という言葉をどうしても入れるのであれば、せめて「人権は多様性の上位概念である」という説明を入れるべきだと思います。人権＝絶対に侵してはならないもの、多様性＝思いやりで認め合うべきもの、というレベル感の違いをはっきりさせることが必要だと思います。
要望 212	不当な差別や偏見のない社会と多様性を認め合う社会というのはやや話しているレベルが異なる印象を持ちました。多様性が多く使われていることで差別の問題の大きさを人によるものや意識の差という小さなものにしているようにも見えてしまいます。

【市の考え方】その他

多様性はすべての人が持つものであり、個人の尊厳として尊重されるべきものです。多様性を認め合うことが人権の尊重であり、差別のない社会の実現につながるものと考えます。

要望 213	「人権」と「思いやり」を同居させないことを求めます。人権と思いやりを同列に扱うと、人権侵害や差別構造の問題を、個人の責任で解決すべきや、解決できるかのような錯覚が起こります。そうすると、その責任を押し付けられた個人は、自分の正しさを証明するために、人権侵害されている当事者のマイノリティ性を攻撃することになります。これらを個人の責任とせず、行政として、ひとりひとりのみんなの人権が尊重される仕組み、全ての差別を許さない社会を作る仕組みが必要です。
-----------	---

【市の考え方】 今後の参考

寄せられたご意見は、今後の周知・啓発の参考とさせていただきます。

要望 214	「浜松市男女共同参画推進条例」の基本理念に出てくる、以下の言葉がすべての人の人権擁護の為にも共通の言葉であると考えてるので、条例に取り入れていただきたい。 ・「自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が確保されること」 ・「社会における活動において自由な選択ができること」 ・「あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること」
要望 215	他の人権関連の条例との関連性を明記しないと、他の差別について重視していないような印象も持つ。解説の以下の部分「人権施策は、浜松市ユニバーサルデザイン条例 や浜松市男女共同参画推進条例の制定により既に進められているもののほか、第2章の基本的施策に明示しているもの、その他第10条に規定する浜松市人権施策推進計画により進めていくものです。」を含めてほしい。
質問 43	人権推進にあたっての条例の体系図を見せてほしい。どの条例がどう関係するのか、上位の条例があるのか、全て並列なのかを見せてほしいです。

【市の考え方】 今後の参考

第4条に規定しているとおり、関係各課と連携し、人権に関する施策を総合的に実施してまいります。

要望 216	あくまで理念法である上位法を尊重し、もし成立させたときは規制や罰則は規定しないことを申し入れます。
質問 44	6条や7条に「禁止」という文言があるが、罰則はありますか。

【市の考え方】 その他

この条例案には、罰則にかかる規定はありません。

質問 45	条例が制定された場合、浜松市民に対してどのように広報、伝達がされるのか教えていただきたい。
質問 46	条例案をどのように市民へ積極的に周知していくのですか。実効性の部分を教えてほしい。

【市の考え方】今後の参考

市のホームページやパンフレット等で広報するとともに、人権教育・啓発活動での講座や講演会、イベントにおいて周知をしてまいります。

質問 47	この条例について、関連する部署との調整はどうしていますか。
----------	-------------------------------

【市の考え方】今後の参考

人権施策に関わる関係各課と条例案について意見交換を進めてまいりました。今後においても、連携して人権施策を推進してまいります。

質問 48	人権についての市の取り組み方は、オリンピックを契機にかなり変わってきましたか。
----------	---

【市の考え方】その他

東京 2020 オリンピックを契機として変更した取り組みはありません。

その他 3 と 10	条例を進めるならば、どの議員、会派が上程して誰が推進しているのか、賛成・反対を明らかにして欲しいと思います。有権者である日本国籍を有した市民の投票の参考にするべき条例だと思います。
	現在の市政には弱者や差別されている人たちへの優しさが感じられない。このような市政が行われている状態で「人権」宣言を高らかにうたっても、絵に描いた餅でしかない。市民にとって真にやさしい市になってほしいものです。
	浜松市議会はこの条例を制定しなければならないほど、浜松市民の人権に対する意識が低落し、差別や偏見が横行していると思っているのでしょうか。それが事実なら浜松市民に与える冒瀆だと想います。
	(同様の意見 外 5 件)

【市の考え方】その他

令和 5（2023）年に本市が実施した人権に関する意識調査では、「人権尊重意識が生活の中に定着していると思われますか」との問いに対し、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせて 31.7%という低い結果でした。市民一人一人が、お互いの多様性を認め合い、差別のない社会の実現を目指して、引き続き、人権尊重意識の向上に向けた取り組みを推進していきます。

要望 217	障害を持っても外国籍であろうと性的マイノリティーであろうと、1人の市民であることに変わりはないことを一人一人がしっかり意識することが大切だと思います。
要望 218	条例の内容が実質的に市民に納得されて実践されることが良いです。条例や計画をつくる過程で議論をしたりして市民自らが自分事としてつくりあげる過程が大切なのではないのでしょうか。
要望 219	この条例は、もっともっと、市民に寄り添った条例であって欲しいと思います。この条例が、市役所のどの部署でもきちんと浸透していけるように、それによって、不当な差別を受ける人がいなくなるように、しっかりと市民のための条例を作っていって欲しいと思います。
要望 220	私は在日韓国人です。外国人の人が多く住む浜松市でこのような条例制定の動きがあることをとても嬉しく力強く思っています。反対意見も多いとは思いますが、ぜひ制定していただきたいです。
要望 221	人権問題は今たいへんクローズアップされており、この時期に条例を制定する意味があると思います。浜松市が人権に積極的に取り組んでいるということをしっかりアピールしていく必要があります、人権問題は国際問題にもなっている中で浜松市の立ち位置が試されていると思います。
その他 11	私自身も、差別をしない、それぞれの人権を尊重していく事、心がけるのではなく、自然に、あるがままを受け入れていけるようにしたいと思いました。【知らない事】が、不安と差別に繋がると思います。
その他 12	障がいのある子達も含め、みんなが人権を理解し、恩恵を受けられると思えるようになるとよいです。

【市の考え方】今後の参考

本市は、全ての人が、自分らしく生き暮らしていけるよう、お互いの多様性を認め合うことにより差別のない社会づくりの実現を目指します。そのために、庁内関係各課はもちろんのこと、市民の皆さまや関係機関等と協力し、取り組みを推進していきます。

その他 13	コロナ禍のなか、市民が不安を抱くような情報提供の制限などについては考慮していただきたい。
-----------	--

【市の考え方】今後の参考

非常時には、市民のみなさまが不安にならないよう、市としても情報発信のあり方に留意してまいります。また、インターネット上などで誤った情報発信がされることのないように啓発に努めてまいります。

質問 49	パブリックコメントで寄せられた意見は今後どのように取り扱いますか。また、それは公表されるのですか。
----------	---

【市の考え方】その他

寄せられたご意見は、第三者の利益を害したり誹謗中傷する意見等を除いて公表し、意見に対する市の考え方を示してまいります。

その他 14	パブコメが発表になってから提出するまでの期限が1か月というのはとても短いと思います。提出期限を伸ばしてほしいです。
-----------	---

【市の考え方】その他

パブリック・コメント制度での意見募集期間は30日以上とされています。条例制定のスケジュールも考慮し1か月間としたものですが、適正な期間設定であると考えます。